

群馬県警察組織犯罪対策要綱の制定について（例規通達）

令和6年6月24日

群本例規第26号（組）警察本部長

（概要）

この規定は、組織犯罪が治安に重大な影響を与えるものであることに鑑み、群馬県警察が各部門の総力を挙げて犯罪組織の実態を的確に把握して所要の対策を講じ、効果的な打撃を与えることにより、犯罪組織の弱体化及び壊滅を図り、もって県民生活の安全と平穏を確保するため、必要な基本的事項を定めたものである。